

国民健康保険税のお知らせ

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

平成26年度の国民健康保険税の税率などは次のとおりです。
地方税法施行令の改正により、軽減の判定方法、賦課限度額の変更があります。

▼改正内容

- ① 2割軽減の拡大
(平成25年度)・・・33万円+35万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
(平成26年度～)・・・33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
- ② 5割軽減の拡大
(平成25年度)・・・33万円+24.5万円×{(被保険者数-世帯主)+旧国保被保険者数}
(平成26年度～)・・・33万円+24.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
- ③ 賦課限度額の引き上げ
(平成25年度)・・・後期高齢者医療支援分14万円、介護保険分12万円
(平成26年度～)・・・後期高齢者医療支援分16万円、介護保険分14万円

▼国民健康保険税の税率および計算方法【平成26年度】

内 訳	計算の説明	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者 医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成25年中の総所得金額等－基礎控除(33万円)の額に税率を乗じる	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000円	7,000円	15,000円
C 平等割額	1世帯につき	24,000円	7,000円	
年間保険税	A+B+C(ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 51万円	賦課限度額 16万円	賦課限度額 14万円

- ◎国民健康保険税は、世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合も擬制(みなし)世帯主となり、納税義務者になります。
- ◎国民健康保険税は、加入者の所得、世帯の加入者数に応じて算出される所得割額・均等割額・世帯別平等割額の合計額で、医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分についてそれぞれ上記の方法で計算します。
- ◎後期高齢者医療支援分は、すべての国保加入者に課税されます。介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます。
- ◎年度途中で65歳になられる人の介護保険分は、あらかじめ65歳到達月以降の介護保険分を課税していません。
- ◎年度途中で75歳になられる人は、後期高齢者医療制度に移行するため、あらかじめ75歳到達月以降の国民健康保険税を課税していません。
- ◎年度途中で40歳になられる人の介護保険分は40歳到達月以降に課税します。

国民健康保険税の 軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合次のとおり国民健康保険税の均等割額・平等割額が軽減されます。

※軽減措置の判定をする際には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者（75歳以上の人）の所得も判定します。

※65歳以上の人で公的年金の所得がある場合、公的年金所得から15万円（上限）を差し引いた額で軽減の判定をします。



▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減なし世帯	24,000 円	7,000 円	15,000 円	24,000 円	7,000 円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下	7,200 円	2,100 円	4,500 円	7,200 円	2,100 円
5割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+24万5千円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	12,000 円	3,500 円	7,500 円	12,000 円	3,500 円
2割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	19,200 円	5,600 円	12,000 円	19,200 円	5,600 円

■同じ世帯内で75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、軽減措置があります。

(申請は不要)

○現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を恒久的に受けることができます。

○75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。

(申請は初年度のみで2年度目の申請は不要)。

○所得割額は賦課しません。

○均等割額が2分の1になります。

○世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

納付が困難な人は、 まずご相談を！

災害などで損害を受けたときや、病気・会社都合による失業などにより納付がきわめて困難なときは、国保税の減免や猶予が受けられる場合があります。困ったときは、お早めに町役場健康保険課へご相談ください。

非自発的失業者の

申請必要

国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 52 - 5809

●対象者について

次の条件三つにすべて該当される人が対象になります。

- ・ 離職日が平成26年3月31日以降の人
- ・ 失業時点で65歳未満の人
- ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定

理由離職者の人

※特定受給資格者または特定理由離職者の判定は、雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のとおりコードかどうかで確認します。

【特定受給資格者離職理由一覽】

離職理由コード／離職理由
11 解雇
12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 雇止め（雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合）
22 雇止め（雇用期間3年未満で更新の明示がある場合）
31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覽】

離職理由コード／離職理由
23 期間満了（雇用期間3年未満で更新の明示がない場合）
33 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外）
34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

平成26年3月31日以降に非自発的な失業（解雇等）により町の国民健康保険に加入した人に対して、一定の条件を満たす人は、平成26年度から国民健康保険税の軽減措置が適用されます（申請必要）。

●軽減額について

国民健康保険税の所得割額は、前年分の所得により算定されます。

軽減は、離職者本人にかかる前年分の給与所得を100分の30とみなして計算します。

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、国民健康保険税の均等割額および平等割額が軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）されますが、軽減判定時においても離職者本人の所得を前年分の給与所得を100分の30として算定します。ただし、給与所得以外の所得については軽減の対象にはなりません。また、上位所得・一般・町民税非課税の三つの世帯で区分される高額療養費などの自己負担限度額の判定についても、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

●申請について

○ 随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けています。

○ 申請に必要なもの

・ すでに国民健康保険に加入されている

●軽減期間について

国民健康保険税の軽減期間

離職年月日	軽減対象期間
平成25年3月31日～	平成27年3月末
平成26年3月30日	まで（25・26年度）
平成26年3月31日～	平成28年3月末
平成27年3月30日	まで（26・27年度）

※国民健康保険に加入中は、就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了する場合があります。

なお、平成25年3月31日～平成26年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減期間が平成26年度まで軽減対象期間がありますが、以前に軽減申請されていれば再度申請は必要ありません。